

8.4 廃棄物

8.4.1 調査事項

調査事項は、表 8.4-1 に示すとおりである。

表 8.4-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分 of 許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。 建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 メインプール・ダイビングプール屋根は地上付近で構造、設備、仕上工事を行い本設組柱を利用し揚重するリフトアップ工法を採用し、仮設資材の低減と作業効率向上を図る。 仮設材(山留め、覆工板等)はリース品を採用し廃棄物の縮減を図る。 資材梱包の簡易化を図り廃棄物の縮減を図る。 資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。

8.4.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.4.3 調査手法

調査手法は、表 8.4-2 に示すとおりである。

表 8.4-2 調査手法

調査事項	施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点	工事の施行中とした。
調査期間	工事中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況 計画地とした。
調査手法	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.4.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.4-3 に示すとおりである。なお、廃棄物に関する苦情は、平成 29 年 12 月までになかった。

表 8.4-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 	<p>掘削工事等に伴い発生する建設発生土の一部は、基礎躯体廻りの埋戻し土として利用している。場外搬出した建設発生土は、受入基準を満足していることを確認の上、建設発生土再利用施設へ搬出している。基準を超えるものについては、関係法令に則り然るべき許可を有した処理施設へ搬出している。(写真 8.4-1)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 	<p>建設汚泥は、計画地内で石灰系改良材にて改良し、脱水処理の上、再資源化施設へ搬出している。(写真 8.4-2)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 	<p>場内に建設廃棄物の種類別の分別コンテナを設置し、廃棄物種類別に再資源化施設へ搬出している。(写真 8.4-3)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 	<p>場内に建設廃棄物の種類別の分別コンテナを設置し、廃棄物種類別に再資源化施設へ搬出している。建設廃棄物の処理・処分は、運搬・処分の許可を得た業者に委託し、その状況をマニフェストで確認している。(写真 8.4-3)</p>
<ul style="list-style-type: none"> コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。 	<p>部分的ではあるが基礎躯体部に鋼製型枠を採用することで、木材系型枠材の使用量を低減している。(写真 8.4-4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 	<p>朝礼等で分別廃棄の重要性や廃棄物の発生抑制について指導し、廃棄物の低減化に努めている。(写真 8.4-5)</p>
<ul style="list-style-type: none"> メインプール・ダイビングプール屋根は地上付近で構造、設備、仕上工事を行い本設組柱を利用し揚重するリフトアップ工法を採用し、仮設資材の低減と作業効率向上を図る。 	<p>屋根工事については、フォローアップ報告書(大開開催前その 2)において報告する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 仮設材(山留め、覆工板等)はリース品を採用し廃棄物の縮減を図る。 	<p>仮設材(山留め、覆工板等)にはリース品を採用している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 資材梱包の簡易化を図り廃棄物の縮減を図る。 	<p>資材梱包には極力簡易的な方法を採用するよう関連業者へ指導している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 	<p>工事の実施に当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書、写真撮影等により随時記録・保存している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。 	<p>建築物の基礎躯体下の捨コンクリートや仮設資材には、再生骨材コンクリートや再生砕石等を調達している。(写真 8.4-6)</p>



写真 8.4-1 建設発生土の再利用施設への搬入



写真 8.4-2 杭泥土改良状況



写真 8.4-3 ごみの分別収集



写真 8.4-4 鋼製型枠の使用



写真 8.4-5 朝礼の様子



写真 8.4-6 再生骨材コンクリート打設